平成２４年（フ）第７２１号
栃木県那須塩原市鍋掛1087番地165、前住所東京都港区白金５丁目８番３号　ラフィーネ白金104
債務者　野口　大介
1　決定年月日時　平成24年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月１日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第７３４号
栃木県矢板市高塩468番地、前住所栃木県さくら市松島561番地９
債務者　堀内　　章
1　決定年月日時　平成24年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月１日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第５９５号
岡山市中区倉富134番地17
債務者　大倉　桂子（旧姓杉山）
1　決定年月日時　平成24年12月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月14日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６００号
岡山市中区赤田85番地１、旧住所岡山市北区御津石上491番地
債務者　長光　章人
1　決定年月日時　平成24年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月27日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６０６号
岡山市中区国富804番地１アリベ国富202号
債務者　河野　　聡
1　決定年月日時　平成24年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月27日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６３０号
岡山市南区豊成１丁目８番44号セジュール豊成202
債務者　河合　朋美（旧姓市成）
1　決定年月日時　平成24年12月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月28日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６４７号
岡山市北区大井2669番地３
債務者　立神　隼人
1　決定年月日時　平成24年12月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月14日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

破産手続終結

平成２４年（フ）第６号
静岡県賀茂郡松崎町南郷208番地の５
破産者　土屋工業株式会社
1　決定年月日　平成24年12月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所下田支部

平成２３年（フ）第２６９４号
札幌市東区北19条東５丁目１番27号
破産者　太洋梱包作業株式会社
1　決定年月日　平成24年12月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１０１号
千葉県松戸市常盤平４丁目14番地の７　プレンディ常盤平306号、開始決定時の住所千葉県松戸市金ケ作404番地の91　ヒルトップ五香102号
破産者　程田　　明
1　決定年月日　平成24年12月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第４９９号
千葉県流山市こうのす台1072番地の16
破産者　佐野　勝義
1　決定年月日　平成24年12月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第５００号
東京都千代田区外神田６丁目16番１号
破産者　タマル電機有限会社
1　決定年月日　平成24年12月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第１号
名古屋市守山区笹ヶ根２丁目1018番地
破産者　加藤　博一
1　決定年月日　平成24年12月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２４年（フ）第４３号
岐阜県瑞浪市一色町６丁目40番地
破産者　橋本ビジネス株式会社
1　決定年月日　平成24年12月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２２年（フ）第９４４号
静岡市駿河区高松3093番地の26
破産者　株式会社東海檜建設
1　決定年月日　平成24年12月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第６９９号
愛知県東海市加木屋町陀々法師14番地の615
破産者　有限会社ホーセイ
1　決定年月日　平成24年12月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第９９３８号
大阪府門真市大字**蛹**島640番地の１
破産者　株式会社マツシン
1　決定年月日　平成24年12月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３１８号
神戸市垂水区学が丘４丁目９番３号
破産者　有限会社ホリ薬品
1　決定年月日　平成24年12月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所第３民事部